

第三者評価結果

事業所名：坂戸保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 保育理念「未来を切り開く生きる力を育てる」に基づいて、園長主導のもと全体的な計画が策定されている。編成にあたっては園長、主任の指導により職員全員の意見を反映できるようにしており、計画内容には職員全員が深い理解を示している。</p> <p>・ 地域に開かれた保育園としての目標を掲げ、情報公開や保育事業への参加、特色ある教育と保育の実施、長時間保育児への配慮を計画に取り入れている。地域の特性に合わせ、働く保護者を支援するため早朝預かりや19時以降の子どもへの夕食提供など、保護者の利便性に配慮し地域社会への貢献と家庭との連携を図るものとなっている。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 保育室内の室温・湿度の適正な管理を行うとともに空気清浄機やサーキュレーターの設置など換気を徹底し、子どもたちが心地良い環境で一日を過ごせるよう配慮している。安全点検簿を活用し、開園および閉園の際に当番職員が安全点検を実施している。この日々の点検は、施設内の安全や衛生を確保し、事故や集団感染を未然に防ぐ重要な手段となっており、実際に集団感染が起こっていない状況は、この点検活動の有効性を示す根拠と成果として考えられている。</p> <p>・ 昼食後は各年齢において午睡時間を設けており、各保育室で適切に休息をとれるようにしている。年長児は秋ごろから就学に向けて午睡をなくす準備を始めているが、睡眠が必要な場合は4歳児と一緒に休めるようにするなど、それぞれの状況に合わせて柔軟に対応している。また、午睡時は子ども一人ひとりの睡眠状況を定期的に記録し、年齢に応じた睡眠管理を行い、子どもたちの安全を最優先に考慮した保育を実践している。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 子ども一人ひとりの健康状態や発達状況については、入園時に保護者から提出される児童票や健康記録表、入園前の個人面談によって把握し、入園後の個別記録、発達記録、面談記録などとともに個別ファイルにまとめて保管しており、いつでも確認することができる。日々の連絡ノートでのやり取りでも子どもの状況について把握に努め、必要に応じてノートの記録についてもコピーを保管している。このように子ども一人ひとりの情報を適切に管理することで、子どもの状態に応じた適切な保育を提供できるようにしている。</p> <p>・ 保育者は、園の理念である「未来を切り開く生きる力を育てる」のもと、子どもが主体的に考え、話し、過ごせるよう日々の保育の実践に努めている。また、「べからず集」を活用し、定期的な会議ではグループごとに振り返りの機会を持ち、保育者が命令調や強制的な態度や言葉づかいを避けることができるよう全体で共有し意識を高めている。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 子ども一人ひとりに合わせた保育の実践にむけて、身体的発達や意欲を大切に、自立した日常生活の習慣が身につくよう援助している。入園時より、個人マークによってロッカーなど自分の場所や持ち物などをわかりやすく示す工夫をしており、朝や帰りの準備、片付け、着替えなどに取り組みやすくしている。食事では子どもが自らを食具を選ぶことができるような配慮もあるなど、それぞれの場面において子どもたちの自発的な行動を尊重し、達成感を体験できるように随時援助している。</p> <p>・ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、保護者とのコミュニケーションを図り柔軟な対応に努めている。また、看護師や栄養士など専門職との協力のもと、保健指導や食育活動などの取り組みを行っており、生活習慣の大切さを学ぶことができるようにしている。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが自ら玩具を選び遊べるよう、法人特注の両面棚を有効利用し、遊びの興味や関心に応じて玩具をすぐに手に取ることができるようにしている。子どもの発達や様子を見ながら玩具を用意しており、乳児は大き目のブロックを自分でも運べるように小さなケースに入れて人数分用意し、取り合いにならないよう配慮している。貸出絵本も用意し、保護者と一緒に好きな絵本を選び、幼児は週1回、乳児はいつでも借りることができ、家庭でも絵本に触れてもらえるようにしている。 ・自然体験や交通安全教室を通して、戸外活動から得られる学びを実生活に結び付けており、地域社会との連携を深める活動にも積極的に参加している。地域の高齢者との交流や祭りでの和太鼓の披露を通じ、子どもたちが地域とのつながりや社会参加の楽しさを体験できるようにしている。コロナ禍において一部中止となっている活動もみられるが、今後の再開を検討している。 	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入園児に対しては、1週間を目安に慣らし保育を実施しており、2時間から少しずつ時間を延ばして通常の保育時間となるようにしている。保護者の仕事復帰や子どもの状況によって時間や日数には柔軟に対応し、入園直後の子どもと保護者の不安やストレス軽減に努めている。保育室内は遊びと生活空間を十分に確保し、一人ひとりの生活リズムに配慮しながらいつでも睡眠などが可能な環境を整えている。また、今年度は看護師を0歳児の担任とすることで、保健や発達に関する専門的なアドバイスが提供され、保護者と子どもたちの安心感を支えている。 ・送迎時には口頭でのコミュニケーションを大切にし、連絡ノートでのやり取りだけでなく温かみのある情報交換を行うことを心がけている。保護者に提供される園のしおりには0歳児の保育計画が記載されており、保育に関する具体的な情報を得やすくしている。 	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児からの新入園児も多いため、子どもの人数や状況に応じて新年度前半は在園児と新入園児を分けて生活するなどの配慮をしている。3歳未満の子どもに対しては、個々の発達段階に応じた月次の個別計画を策定し、目標設定や活動内容の配慮、反省点を明記し次月の保育実践に活かし、子どもの成長に合わせたきめ細かな保育と保育環境を整備できるようにしている。 ・子どもが自発的に行動できるように保育室の環境を工夫し、玩具などの配置に配慮している。また、子どもの意向を尊重しながら、食事や衣類の着脱などの基本的な生活習慣が身につくよう援助しており、自立心を育むことができるようにしている。 ・指先機能の発達を促す製作活動や玩具選びにも配慮しており、発達に応じて他の子どもとの交流の楽しさを体験できるように、玩具や遊びの内容を工夫をしている。 	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児クラスの子どもたちは、縦割りグループでの異年齢活動の機会を取り入れており、年齢の違う子ども同士がお互いを認め尊重する心が育つように援助している。異年齢での活動を通して、夏祭りや運動会などの行事においても協力し合う姿が見られている。また、年長児を中心に話し合いの場を設けるようにしており、自分の意見を伝えたり、相手の気持ちを聞き寄り添うことができるように援助している。 ・運動会では、「応援合戦がしたい」という子どもたちの意見を取り入れて実施し、発表会では子どもたちが見せたいことを中心にプログラムを組み立て、夏祭りやお店ごっこなどの季節の行事も子どもも主体での進行を心がけている。 ・年齢や発達に応じて製作活動にも自由に取り組めるように、クレヨン・粘土・のり・自由画帳などを個人ロッカーに用意し、自分の持ち物として管理できるようにしている。室内には、「ひらがな表」、「図鑑」、「世界地図」などの教材を設置して子どもたちの興味を引き出し、幼児期の終わりまでに身につけてほしい「10の姿」を目標にした保育実践に取り組んでいる。 	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な子どもに対しては、年間および月次の個別指導計画を作成し、日々の記録も行い定期的に見直しながら適切な保育を行うことができるようにしている。障がいや発達の特性が見られる子どもについては、川崎市中央療育センターと連携し、専門家の助言を基にした支援を行っている。個別の配慮に関しては全職員が情報を共有し、柔軟な対応ができる体制が整っている。また、園内外の研修を受講する機会を通じて学びを深め、職員会議での共有によって周知に取り組んでいる。 ・統合保育においては、障がいを持つ子どもがクラスに入り、他の子どもたちと同様の保育を受ける環境が提供されている。保護者とのコミュニケーションは連絡ノートと口頭で密に行われ、子どもたちの成長が共有されている。対応する職員は専門性向上のための研修を受けており、子どもたち一人ひとりがクラスの一員として自然に過ごせるような関わりが促進されている。 	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども^のの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝夕の延長保育時間や土曜日には、3歳未満児と3歳以上の子どもたちが合同で過ごし、異年齢間の交流が促進されており、小さい子どもたちが手助けを受けたり、大きい子どもたちを見て成長するなど、情緒の育ちにつながる環境が整えられている。長時間保育ではおやつと希望者には夕食が提供され、夕食利用者には月間の献立が配布されており、食事のキャンセルは前日および当日朝まで対応可能である。保育の様子はクラスに設置されたフォトフレームを通じて保護者に見てもらうことで、保育に対する理解と保護者との連携を深めている。 ・登園から降園までの子どもたちの1日の様子は視診簿に記録し、シフト制で勤務する保育士間で情報共有しやすいよう工夫されている。日々の視診簿はまとめられ各クラスに保管しており、振り返り確認できるようにしている。また、昼ミーティングや各クラスのノート、周知用ファイルなどでも情報共有を行っている。 	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画や年長歳児向けの年間指導計画を通じて小学校への円滑な接続を図っており、小学校への興味や期待を育てている。行政が主導する幼保小の連携プログラム「にじの架け橋」に年長児担任が定期的に参加し、小学校との情報交換を行っている。 ・近隣の小学校と積極的に連携しており、入学式や卒業式、1年生の授業参観やイベントへの参加、保育園の行事への1年生の招待などを通じて交流を深めている。コロナ禍において中止となった交流もあるが、手紙のやり取りなどでつながりを保つようにしていた。また、卒園児が入学する小学校への児童要録は担任が記載し、園長と共に作成し、必要に応じて電話などで詳細な申し送りを行っており、保育園から小学校へのスムーズな移行を支援し、子どもたちの学びの連続性を保つ努力がされている。 	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの安全と健康を保つための体制が整えられており、看護師を中心に子どもたちの健康管理に取り組み、日々、各クラスを巡回して子どもの健康について確認している。担任からの報告も受け、ケガや体調不良などにも適切に対応できるようにしている。感染症の予防と管理には特に注意を払い、感染症が発生した際にはその病名を保育園内で掲示し、保護者に情報を提供している。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する予防策として、午睡時には年齢に応じた頻度でプレスチェックを実施し、うつぶせ寝を防ぐための体位の交換も行っており、その様子をSIDSチェック表に記録している。 ・子どもたちへの健康教育については、手洗い・うがい・水分補給の大切さなどを伝えているが、自分のからだや健康に関心を持つことができるよう、幼児に向けてはさらに具体的な内容を取り入れた健康教育の実施を検討している。 	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に保護者から提出された児童票・健康記録表をもとに子どもの健康について把握できるようにしており、以後は「すこやか手帳」を使用して月に1回の身体測定時に健康状態のチェック及び予防接種や既往症の記録を更新してもらっている。園では健康診断を定期的に行っており、保育説明会で事前に通知している。園医による健康診断は、0歳児と1歳児には年に6回、2歳児以上には年に3回実施されている。また、歯科健診は年に1回、6月に実施されている。 ・実施された健康診断の結果は「すこやか手帳」に記録して保護者に伝え、必要に応じて子どもの受診や治療を促すようにしている。毎月の健康だよりでは、季節の注意事項や感染症についてなどを伝えており、子どもの健康について相談などがある場合には、個別に対応している。 	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子どもに対しては、保健所が定めるアレルギー対応ガイドラインに従い、主治医の意見書に基づいて川崎市健康管理委員会に申請を行い、除去食に関する認定を受けて園での対応を行っている。除去食に関しては継続的に医師の指示を仰ぎ、前月末には翌月のメニューを作成し保護者の承認を得ている。 ・アレルギー対策として職員は栄養士と連携し、厨房で除去食を確認後、保育室で他の職員と共に確認し、その子どもに最初に提供することで誤食を防いでいる。また、医師である法人理事長によるアレルギー研修を職員に実施している。保護者には保育説明会や個人面談、クラス懇談会の機会を通じて理解と協力を求めている。子どもたちに対して、年齢に応じてアレルギーについてわかりやすく説明を行う機会づくりについては今後の課題としている。 	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが食べ物に対して苦手意識を持たないよう好き嫌いなどに配慮し、食べる量は子どもが自ら決めるなど食事を楽しむことができるように工夫している。子どもの発達に合わせて食具の持ち方や姿勢などの食事マナーも伝え、年齢に応じた適切な援助を行っている。 ・季節感を取り入れた行事食を提供し、子どもたちが四季折々の食文化を体験できるよう工夫している。節分、ひな祭り、七夕などの行事食では、トッピングを子どもたちが行うなど簡単な調理体験を通じて食べ物への関心を持てるようにしている。年長児クラスでは、日本や世界の料理に関心を持てるように地図を活用し、食材によって栄養が異なることを学ぶ機会も取り入れている。メニューはひらがなの対応があり、子どもたちが読み上げることができるようにしている。 ・コロナ禍前には、年長児が当番として割烹着や三角巾、マスクを着用し、盛り付けや配膳をする活動を通じて食に対する関心を深めていた。 	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市の栄養士による共通献立を使用し、行事食や郷土料理、世界の料理などが毎月取り入れられている。子どもたちの喫食状況は各クラスの喫食簿に記録し、月1回の給食会議にて調理担当者と情報共有を行っており、離乳食の進み具合や食べやすさ、残食が多い場合などには2週目に調整してもらうなどの工夫をしている。また、衛生管理はマニュアルに基づいて適切に行われており、食事の安全を確保している。 ・食育では、野菜の栽培活動を通して子どもたちが食材を身近に感じることができるように援助している。園内で育てた野菜は家庭に持ち帰り、家庭でも食について話題となり興味関心が深まるように促している。アレルギーに配慮した食事の提供や保護者の要望に応じた配慮食の対応を行っており、給食のお知らせ以外でも、保護者からのリクエストがある場合にはレシピの提供を個別に対応している。 ・栄養士や調理担当者が子どもたちの喫食状況を確認したり、子どもたちの話（リクエストなど）を聞く機会などを取り入れることが期待される。 	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登園時に保護者から子どもの家庭での様子や健康状態、保護者の意向を聞き、降園時には口頭でその日の子どもの様子を保護者に伝え、さらに連絡ノートを通して詳細な情報交換と連携を図っている。 ・クラス懇談会は年に2回実施され、保育内容を保護者に伝えて理解を深める機会を提供している。個人面談も年に2回行われ、子どもの成長や発達についての情報交換がされ、記録に基づいて保育内容の改善や計画に反映されている。さらに、保育士によって撮影された子どもの成長の写真は年3回無料で配布され、希望者には保育の様子が収められたDVDが販売されている。これらの取り組みを通じて、家庭と園との緊密な連携をはかり、子どもの成長を保護者と共に喜びあう環境が作られている。 	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談にはいつでも応じる体制であり、担任保育士、主任、園長が対応している。相談内容や必要に応じて主任や園長が職員に具体的なアドバイスを行うようにしている。また、相談内容に基づいて「気になる子記録」や配慮支援計画に記載し、進級時の情報引継ぎに活用している。 ・保育参観や保育への参加も、希望者には開かれており、保育の意図や内容への理解促進に努めている。日々の活動内容については掲示によっても伝え、園日よりでは毎月の予定や活動について知らせている。連絡ノートを通じても保護者の要望に応じた個人面談を実施しており、子どもの成長と育ちを家庭と共に支援する体制が整っている。 	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の受け入れ時には、視診によって子どもの様子を確認しており、ケガなど気になることがあれば保護者に必ず確認している。また、保育中の子どもの言動などにも気を配り、着替え時に身体の傷や怪我がないかを確認し、虐待等権利侵害の早期発見に努めている。虐待の事実が疑われる場合には主任、園長へ伝え速やかに情報共有を行う体制がある。行政（主に区役所）との連携を保ち、保育園での子どもの様子や出席状態、保護者の様子について守秘義務のもとで共有している。また、子どもの身体に傷や打撲痕が確認された場合には、その状況を写真に記録するなどの対応により、子どもの安全と健康の確保に努めている。 	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各指導計画には反省を含む記載があり、定められた期間ごとに計画の評価や振り返りが行われている。週1回、乳児クラスと幼児クラスそれぞれで会議を開催し、議題に挙げた内容について職員全員で話し合う場を設けている。また、全体職員会議には園内研修の時間を設けており、日々の保育や課題を取り上げ職員全体で取り組んでいる。 ・研修計画を作成し、職員の意向を考慮した研修の提案を行っており、新人職員には法人研修の一環として接遇マナーを学ぶ研修がある。年度末には、担当クラスの自己評価、職員個人の自己評価を行い、それらを保育所全体の自己評価につなげている。 	